



発行 新潟県

**第 76 号**

平成26年9月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

57 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（福祉保健課）

訓 令

17 新潟県事務決裁規程の一部改正（人事課）

告 示

- 1349 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 1350 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）
- 1351 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 1352 保安林の指定解除（治山課）
- 1353 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1354 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
- 1355 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1356 道路の区域変更（道路管理課）
- 1357 道路の供用開始（道路管理課）
- 1358 道路の区域変更（道路管理課）
- 1359 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

特定調達契約の落札者等（税務課）  
 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）

規 則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

**新潟県規則第57号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県事務委任規則の一部改正)

**第1条** 新潟県事務委任規則(昭和35年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(福祉事務所長への委任)</p> <p><b>第6条</b> 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項又は第3項の規定により、支援給付を行うこと。</u></p> <p>(23) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条第1項の規定により、配偶者支援金の支給を行うこと。</u></p>	<p>(福祉事務所長への委任)</p> <p><b>第6条</b> 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項又は第3項の規定により、支援給付を行うこと。</u></p>

(新潟県営住宅条例施行規則の一部改正)

**第2条** 新潟県営住宅条例施行規則(昭和40年新潟県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p><b>第1条の15</b> (略)</p> <p>2 条例第6条第2項に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p><b>第1条の15</b> (略)</p> <p>2 条例第6条第2項に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)</u>を受けている者</p>

<p>を受けている者 (4)・(5) (略) 3・4 (略)</p> <p>(優先的な入居者の決定)</p> <p><b>第6条</b> 条例第10条第4項に規定する規則で定める速やかに県営住宅に入居することが必要であると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第2条第1項に規定する中国残留邦人等及び同法第6条第1項に規定する当該親族等</u></p> <p>(3)～(11) (略)</p>	<p>(4)・(5) (略) 3・4 (略)</p> <p>(優先的な入居者の決定)</p> <p><b>第6条</b> 条例第10条第4項に規定する規則で定める速やかに県営住宅に入居することが必要であると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第2条第1項に規定する中国残留邦人等及び同法第6条第1項に規定する当該親族等</u></p> <p>(3)～(11) (略)</p>
---	---

(新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

**第3条** 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和58年新潟県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(費用徴収額の特例)</p> <p><b>第10条</b> 措置入院者又はその者の属する世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)</u>による支援給付を、措置入院者が入院する場合に受けているときは入院することとなった日の属する月から、入院後受けることとなったときは受けることとなった日の属する月から入院費用の徴収は行わない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>第6号様式</b>(第9条関係) 措置入院者家族等構成員届 (略)</p> <p>注 1 (略)</p> <p>2 患者又は患者と生計を一にする世帯員が生活保護法による保護又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>による支援給付を受けている場合には、備考欄にその旨を記入すること。</p> <p><b>第7号様式</b>(第9条関係) 措置入院者家族等構成員変更届 (略)</p> <p>注 変更者が生活保護法による保護又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した</u></p>	<p>(費用徴収額の特例)</p> <p><b>第10条</b> 措置入院者又はその者の属する世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)</u>による支援給付を、措置入院者が入院場合に受けているときは入院することとなった日の属する月から、入院後受けることとなったときは受けることとなった日の属する月から入院費用の徴収は行わない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>第6号様式</b>(第9条関係) 措置入院者家族等構成員届 (略)</p> <p>注 1 (略)</p> <p>2 患者又は患者と生計を一にする世帯員が生活保護法による保護又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>による支援給付を受けている場合には、備考欄にその旨を記入すること。</p> <p><b>第7号様式</b>(第9条関係) 措置入院者家族等構成員変更届 (略)</p> <p>注 変更者が生活保護法による保護又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自</u></p>

<p><u>中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>による支援給付を受けている場合には、備考欄にその旨を記入すること。 (略)</p>	<p><u>立の支援に関する法律</u>による支援給付を受けている場合には、備考欄にその旨を記入すること。 (略)</p>
---	---

(新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

**第4条** 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則(平成2年新潟県規則第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(費用徴収の特例)</p> <p><b>第18条</b> 措置入院者又はその者の属する世帯の世帯員が、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を、措置入院者が入院する場合に受けているときは入院することとなった日の属する月から、入院後受けることとなったときは受けることとなった日の属する月から入院費用の徴収は行わない。 2・3 (略)</p> <p><b>第11号様式の2</b> (第17条関係) 措置入院者家族等構成員届 (略) 注 1・2 (略) 3 患者又は患者と生計を一にする世帯員が生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合には、備考欄にその旨を記入すること。 (略)</p> <p><b>第12号様式</b> (第17条関係) 措置入院者家族等構成員変更届 (略) 注 変更者が生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合には、備考欄にその旨を記入すること。</p>	<p>(費用徴収の特例)</p> <p><b>第18条</b> 措置入院者又はその者の属する世帯の世帯員が、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を、措置入院者が入院する場合に受けているときは入院することとなった日の属する月から、入院後受けることとなったときは受けることとなった日の属する月から入院費用の徴収は行わない。 2・3 (略)</p> <p><b>第11号様式の2</b> (第17条関係) 措置入院者家族等構成員届 (略) 注 1・2 (略) 3 患者又は患者と生計を一にする世帯員が生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合には、備考欄にその旨を記入すること。 (略)</p> <p><b>第12号様式</b> (第17条関係) 措置入院者家族等構成員変更届 (略) 注 変更者が生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合には、備考欄にその旨を記入すること。</p>

**附 則**

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第17号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から実施する。

平成26年9月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表第6（第15条関係）</b> (1)～(3) (略) (4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項		<b>別表第6（第15条関係）</b> (1)～(3) (略) (4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専 決 事 項	専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)		(略)	
新津地域福祉事務所津川地区センター長	(1)～(21) (略) (22) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項又は第3項の規定により、支援給付を行うこと。</u> (23) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条第1項の規定により、配偶者支援金の支給を行うこと。</u>	新津地域福祉事務所津川地区センター長	(1)～(21) (略) (22) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項又は第3項の規定により、支援給付を行うこと。</u>
(略)		(略)	

告 示

◎新潟県告示第1349号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年9月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
同行援護	村上市社会福祉協議会 ヘルパーステーションあらかわ	村上市山口444番地	社会福祉法人村上市社会福祉協議会	平成26年7月1日

同行援護	村上市社会福祉協議会 ヘルパーステーションかみはやし	村上市九日市510番地	社会福祉法人村上市社会福祉協議会	平成26年7月1日
行動援護	村上市社会福祉協議会 ヘルパーステーションあさひ	村上市小川29番地3	社会福祉法人村上市社会福祉協議会	平成26年7月1日
居宅介護	ヘルパーステーションあおぞら	村上市坂町2465番地1角中第二ビルマンションA-2	株式会社あおぞら	平成26年7月1日
重度訪問介護	ヘルパーステーションあおぞら	村上市坂町2465番地1角中第二ビルマンションA-2	株式会社あおぞら	平成26年7月1日
短期入所	HAPPY (ハッピー)	魚沼市大浦新田31-9	社会福祉法人魚沼地域福祉会	平成26年7月1日
同行援護	桜花園 指定居宅介護等事業所	長岡市西津町字原4668番地	社会福祉法人長岡福祉協会	平成26年8月1日
居宅介護	ふるまい訪問介護	見附市本所1-25-52	株式会社生活サポーターふるまい	平成26年8月1日
重度訪問介護	ふるまい訪問介護	見附市本所1-25-52	株式会社生活サポーターふるまい	平成26年8月1日
同行援護	社会福祉法人 出雲崎町社会福祉協議会	三島郡出雲崎町大字大門394番地1	社会福祉法人出雲崎町社会福祉協議会	平成26年8月15日
同行援護	社会福祉法人 十日町市社会福祉協議会 十日町訪問介護事業所	十日町市本町2丁目226番地1	社会福祉法人十日町市社会福祉協議会	平成26年8月15日
同行援護	社会福祉法人 十日町市社会福祉協議会 松之山訪問介護事業所	十日町市松之山1597-2	社会福祉法人十日町市社会福祉協議会	平成26年8月15日
同行援護	あ・うんの心ホームヘルパーステーション	糸魚川市大野73	合資会社豊秀	平成26年8月15日
同行援護	ヘルパーステーション北条	妙高市大字北条585番地1	社会福祉法人新井頸南福祉会	平成26年8月15日
同行援護	ヘルパーステーション上越	上越市西城町1-12-4	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	平成26年8月15日
同行援護	ヘルパーステーション上越北	上越市頸城区百間町615-2	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	平成26年8月15日
同行援護	障害児者生活支援センターかけはし	魚沼市吉田1142	社会福祉法人魚沼更生福祉会	平成26年9月1日
同行援護	かなやの里療護園	上越市大字下馬場576番地78	社会福祉法人上越福祉会	平成26年9月1日
同行援護	社会福祉法人燕市社会福祉協議会 介護サービス室	燕市大曲4328番地	社会福祉法人燕市社会福祉協議会	平成26年9月1日

同行援護	妙高の里ヘルパーステーション	妙高市大字葎生531番地1	社会福祉法人新井頤南福祉会	平成26年9月1日
行動援護	特定非営利活動法人 スキップヘルパーステーション	上越市大町2丁目2番30号ピアハイム高田702	特定非営利活動法人 スキップ	平成26年9月1日

## ◎新潟県告示第1350号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成26年9月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
同行援護	村上市社会福祉協議会 ヘルパーステーションあらかわ	村上市山口444番地	社会福祉法人村上市社会福祉協議会	平成26年6月30日
同行援護	村上市社会福祉協議会 ヘルパーステーションかみはやし	村上市九日市510番地	社会福祉法人村上市社会福祉協議会	平成26年6月30日
同行援護	桜花園 指定居宅介護等事業所	長岡市西津町字原4668番地	社会福祉法人長岡福祉協会	平成26年7月31日
居宅介護	えんじゅの郷ヘルパーステーション	上越市中郷区藤沢989-2	社会福祉法人新井頤南福祉会	平成26年8月14日
重度訪問介護	えんじゅの郷ヘルパーステーション	上越市中郷区藤沢989-2	社会福祉法人新井頤南福祉会	平成26年8月14日
同行援護	えんじゅの郷ヘルパーステーション	上越市中郷区藤沢989-2	社会福祉法人新井頤南福祉会	平成26年8月14日
同行援護	社会福祉法人 十日町市社会福祉協議会 十日町訪問介護事業所	十日町市本町2丁目226番地1	社会福祉法人十日町市社会福祉協議会	平成26年8月14日
同行援護	社会福祉法人 十日町市社会福祉協議会 松之山訪問介護事業所	十日町市松之山1597-2	社会福祉法人十日町市社会福祉協議会	平成26年8月14日
同行援護	あ・うんの心ホームヘルパーステーション	糸魚川市大野73	合資会社豊秀	平成26年8月14日
同行援護	ヘルパーステーション北条	妙高市大字北条585番地1	社会福祉法人新井頤南福祉会	平成26年8月14日
同行援護	ヘルパーステーション上越	上越市西城町1-12-4	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	平成26年8月14日
同行援護	ヘルパーステーション上越北	上越市頸城区百間町615-2	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	平成26年8月14日
同行援護	障害児者生活支援センターかけはし	魚沼市吉田1142	社会福祉法人魚沼更生福祉会	平成26年8月31日
同行援護	かなやの里療護園	上越市大字下馬場576番地78	社会福祉法人上越福祉会	平成26年8月31日
同行援護	社会福祉法人燕市社会福祉協議会 介護サービス室	燕市大曲4328番地	社会福祉法人燕市社会福祉協議会	平成26年8月31日
同行援護	妙高の里ヘルパーステーション	妙高市大字葎生531番地1	社会福祉法人新井頤南福祉会	平成26年8月31日
行動援護	特定非営利活動法人 スキップヘルパーステーション	上越市大町2丁目2番30号ピアハイム高田702	特定非営利活動法人 スキップ	平成26年8月31日

## ◎新潟県告示第1351号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年9月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	にこ	上越市寺町2丁目20-1	社会福祉法人みんなでいきる	平成26年7月1日

## ◎新潟県告示第1352号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年9月30日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新潟県柏崎市高柳町岡野町字上ノ山419の10、宇谷内尻421の1
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## ◎新潟県告示第1353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、岩船郡関川村の関川村土地改良区の定款の変更を平成26年9月19日認可した。

平成26年9月30日

新潟県村上地域振興局長

## ◎新潟県告示第1354号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成26年9月30日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	柄沢下	農業用排水施設整備（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金「基盤整備促進」）事業	変更	平成26年9月18日	第48条

## ◎新潟県告示第1355号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営別保地区区画整理・農業用排水施設整備（中山間地域総合整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年9月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し



## 2 縦覧に供する期間

平成26年10月1日から平成26年10月29日まで

## 3 縦覧に供する場所

柏崎市役所

## 4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

## ◎新潟県告示第1356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年9月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 下田見附線

## 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
見附市杉澤町字下田 1046 番 1 から	新	6.6～25.6メートル	903.1メートル
同市杉澤町字谷内林1565番1まで	旧	5.2～25.6メートル	905.3メートル

## ◎新潟県告示第1357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年9月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 路線名 県道 下田見附線

## 2 供用開始の区間

見附市杉澤町字下田1046番1から同市杉澤町字谷内林1565番1まで

## 3 供用開始の期日 平成26年9月30日

## ◎新潟県告示第1358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年9月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 松代高柳線

## 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

柏崎市高柳町高尾字横枕230番2から	新	27.0～42.0メートル	41.1メートル
同市高柳町高尾字横枕231番1まで	旧	25.4～42.0メートル	41.1メートル

## ◎新潟県告示第1359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年9月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 松代高柳線
- 2 供用開始の区間  
柏崎市高柳町高尾字横枕230番2から同市高柳町高尾字横枕231番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年9月30日

## 公 告

## 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量  
社会保障・税番号制度導入に伴う新潟県税務総合オンラインシステム改修業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
総務管理部税務課 新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式  
随意契約
- 5 契約日  
平成26年9月8日
- 6 契約者の氏名及び住所  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 7 契約価格  
33,719,760円
- 8 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

## 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年9月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 （仮称）マルイ堀之内店

所在地 魚沼市堀之内4071番 1 外

設置者 株式会社マルイ

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による新設の届出

公告日 平成26年 5 月20日

3 意見の概要

(1) 魚沼市からの意見の概要

大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項

- ・歩行者の通行の利便の確保等

歩行者及び車両の安全対策に十分配慮すること。

- ・廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

衛生的で快適な生活環境確保のため、常にリサイクルを念頭に置き、廃棄物の減量化と適正処理に努めること。

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成26年 9 月30日から平成26年10月30日まで